案件番号：121324007

令 和 6 年 度

東京国際空港場周道路他補修等工事

特　記　仕　様　書

令和６年２月
国土交通省　関東地方整備局
東京空港整備事務所

１．　工事概要

本工事は、東京国際空港内の場周道路他の舗装面清掃工、道路補修工及び仮設工を施工するものである。

なお、本工事については、以下に示す試行等の対象工事である。

・施工能力評価型（施工体制確認型）　総合評価落札方式の試行工事及び契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
・本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。
・工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
・「若手技術者を配置」「働き易い職場環境の整備」及び「担い手育成活動を実施」について評価する工事であり、実施した場合には工事成績評定の加点を行う。
・「労務費見積り尊重宣言」による下請け企業への労務費の内訳明示した見積書提出を求める試行工事である。
・建設キャリアアップシステム（以下「ＣＣＵＳ」という）の普及促進を図るＣＣＵＳ活用モデル工事である。

２．　施工場所

東京都大田区羽田空港　東京国際空港内（別添図参照）

３．　工　　期

工期は、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までとする。

なお、休日には、週２日、祝休日、夏期休暇及び年末年始休暇を含んでいる。

３－１　　週休２日交替制モデル試行工事

本工事は、本工事に従事する技術者及び技能労働者が週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日交替制モデル工事」の試行である。

３－２　　週休２日の考え方は、下記のとおりである。

①　週休２日

本工事に従事する技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が４週８休以上になったと認められる状態をいう。

②　４週８休以上

休日率が 8/28[約 28.5%]以上を確保した状態をいう。

（４週７休以上；7/28[25%]以上、４週６休以上；6/28[約 21.4%]以上）

３－３　　週休２日制に係る費用については、当初発注においては、４週８休以上の達成を前提として、それぞれの経費に補正係数を乗じている。なお、対象期間に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日数の割合を確認後、４週８休に満たなかった工事については、休日率に応じて、設計変更（減額）を行うものとする。

【４週８休以上】
・労務費　１．０５
・現場管理費率　１．０１

【４週７休以上、４週８休未満】
・労務費　１．０３
・現場管理費率　１．０１

【４週６休以上、４週７休未満】
・労務費　１．０１
・現場管理費率　１．０１

４．　管理用基準

管理用基準面は、A.P±0.00m（T.P-1.134m）とする。（測地成果　2011）

基準座標系は、Ａ滑走路北端の基点を　Ｘ＝2,000.000m、Ｙ＝2,000.000mとし、方向角59°53’03”をＸ軸、149°53’03”をＹ軸とする。

なお、隣接する既設構造物の座標が一致しない場合は、監督職員と協議して座標を決定するものとする。

５．工事内容

工　　種	名　　称	工　事　内　容		摘　　要
		工　事　仕　様	数　量	
舗装面清掃工			1　式	
路面清掃				【昼間施工】
	路面清掃	別添図参照	51　回	
道路補修工			1　式	
舗装補修(1)				【昼間施工】
	舗装版切断(1)	ｱｽﾌｧﾙﾄ t=15cm以下	13　m	
	舗装版撤去(1)	t=50mm	1,950　m2	
	不陸整正(1)	別添図参照	1,950　m2	
	表層	t=50mm	1,950　m2	
舗装補修(2)				【昼間施工】
	舗装版撤去(2)	t=100mm(人力)	6　m2	
	不陸整正(2)	別添図参照	6　m2	
	基層（人力）	t=50mm	6　m2	
	表層（人力）	t=50mm	6　m2	
舗装補修(3)				【昼間施工】
	欠損部応急補修	パッチング	2　箇所	
区画線維持				【昼間施工】
	区画線設置	W=15cm　破線	150　m	
仮設工			1　式	
防塵処理				【昼間施工】
	乳剤散布	プライムコート	11,000　m2	

※上記に明示していない本工事の参考数量は、工事数量総括表による。

６．支給材料及び貸与物件

なし

７．工事仕様

７－１　総則

(1)　本特記仕様書に定めのない事項については、「空港土木工事共通仕様書」（令和5年4月）国土交通省航空局の定めによるものとする。なお、設計図書公表後、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議し実施するものとする。

(2)　空港土木工事共通仕様書に規定のない事項については、以下の仕様書等に準拠するものとし、適用する工種については監督職員と協議するものとする。

・「土木工事共通仕様書」（令和5年3月）関東地方整備局
・「港湾工事共通仕様書」（令和5年3月）国土交通省港湾局

７－２　舗装面清掃工

(1)　路面清掃は、週１回を原則とし、ロードスイーパーにより実施するものとする。

(2)　清掃範囲は、別添図のとおり計画しているが、監督職員の指示により変更する場合がある。

７－３　道路補修工

７－３－１

(1)　別添図に示す補修範囲については、監督職員より補修の指示を行う場合がある。
なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

７－３－２　舗装補修(1)

(1)　舗装補修(1)の施工は昼間施工を想定しているが、空港管理者との調整により夜間施工となる場合がある。

(2)　舗装補修(1)は別添図に示す場所において実施するものとし、時期及び施工時間については監督職員と協議するものとする。
なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

(3)　舗装版切断、舗装版撤去、不陸整正の数量については計画で算出しているため、監督職員の指示により変更する場合がある。
なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

(4)　撤去により発生したアスファルト殻は30㎝程度に破砕するものとする。

(5)　撤去により発生したアスファルト殻については、本特記仕様書８－２に基づき適正に処理するものとする。

(6)　舗装切断時に発生する排水は適正に処理するものとする。なお、処分費等が発生する場合は、監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

(7)　排水の処理後、監督職員に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出するものとする。

(8)　使用する乳剤は、下表のとおりとする。

名称	種類	散布量	摘要
プライムコート	PK-3	1.26L/m2以上	

(9)　使用するアスファルト混合物は下表のとおりとする。

名　称	骨材粒度の用途区分	アスファルト使用量	ﾏｰｼｬﾙ試験に対する基準値の用途区分
密粒度アスファルト混合物	道路駐車場表層ﾀｲﾌﾟⅠ	5.0～6.0%	道路・駐車場⑤表層

(10)　施工箇所の舗装に異常が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。

７－３－３ 舗装補修(2)

(1)　舗装補修(2)は別添図に示す場所において実施するものとする。
なお、補修時期については監督職員と協議するものとする。

(2)　舗装版撤去、不陸整正の数量については計画で算出しているため、監督職員の指示により変更する場合がある。
なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

(3)　撤去により発生したアスファルト殻は30cm程度に破砕するものとする。

(4)　撤去により発生したアスファルト殻については、本特記仕様書８－２に基づき適正に処理するものとする。

(5)　使用する乳剤は、下表のとおりとする。

名称	種類	散布量	摘要
プライムコート	PK-3	1.26L/m2以上	
タックコート	PK-4	0.43L/m2以上	

(6)　使用するアスファルト混合物は下表のとおりとする。

名　称	骨材粒度の用途区分	アスファルト使用量	ﾏｰｼｬﾙ試験に対する基準値の用途区分
改質Ⅱ型密粒度アスファルト混合物	道路駐車場表層ﾀｲﾌﾟⅠ	5.0～6.0%	道路・駐車場⑤表層
再生粗粒度アスファルト混合物	基層	4.5～5.5%	道路・駐車場⑥基層

(7)　施工箇所の舗装に異常が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。

７－３－４ 舗装補修(3)

(1)　欠損部応急補修の数量については計画で算出しているため、監督職員の指示により変更する場合がある。
なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

(2)　欠損部応急補修については、常温合材による補修を想定している。補修については、監督職員の指示により速やかに行うものとする。
なお、常温合材の使用量については、確定次第報告するものとし、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

(3)　使用する常温合材については監督職員の承諾を得るものとする。

７－３－５ 区画線維持

(1)　区画線維持の施工は昼間施工を想定している。

(2)　区画線維持は別添図に示す範囲内において実施するものとし、時期及び施工時間については監督職員と協議するものとする。
　なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

(3)　区画線設置の数量については計画で算出しているため、監督職員の指示により変更する場合がある。
　なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

(4)　路面標識に使用する路面標示用塗料は、下表のとおりとする。

名　　称	品　　質	塗　布　量	摘　　要
路面標示用塗料	JIS K 5665 1種	0.4ℓ/㎡	常温式（白色）

７－４ 仮設工

(1)　別添図に示す範囲内において乳剤散布を計画している。乳剤散布時期、数量等については監督職員の指示により変更する場合がある。
　なお、別件工事の施工状況により乳剤散布を行わない場合がある。
　これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

(2)　使用する乳剤はプライムコートとし、品質は下表のとおりとする。

名称	種類	散布量	摘要
プライムコート	PK-3	0.8L/m2以上	

(3)　施工に伴い交通誘導員等の配備が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。
　なお、これに伴う契約変更は、工期末日までに行うものとする。

８．その他

８－１　一般事項

(1)　本工事の施工にあたっては、航空法および同法施行規則並びに空港管理規則を厳守すること。

(2)　制限区域内立入りにあたっては、顔写真入り身分証（各都道府県公安委員会発行の有効な運転免許証、公的機関等が発行した住基カード等の証明書で顔写真入りのもの（官公庁または、公的機関が認めた法人及び特殊法人が発行したものを含む。））を常時携帯すること。

なお、受注者は顔写真入り身分証を発注者から求められたときは、これに応じなければならない。

(3)　制限区域内への立入りは、東京国際空港長より承認を受けた人員及び車両とする。また、車両の運転経路は監督職員の指示する経路とし、所定の速度を厳守すること。

(4)　工事区域は制限区域内であることから、毎日の空港の運用に支障をきたすことのないよう十分留意すること。

(5)　工事の実施にあたっては、関係機関と密接な連絡を保ち、安全確保に万全の措置を講じること。

(6)　工事の実施にあたっては、工区境界、資機材置き場及び道路使用等は、監督職員の指示に従い他工事との調整に協力しなければならない。

なお、協力に必要な費用は、受注者の負担とする。

(7)　工事区域の設定は、監督職員と協議の上定めるものとする。また、工事区域外への立入りを防止するための方策を講ずるものとする。

(8)　本特記仕様書に定めた工事内容以外で、特許に関する問題が生じた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

(9)　既設構造物等が発見された場合は速やかに監督職員に報告し、その処置については監督職員の指示によるものとする。

なお、これに伴う契約変更は、工期末日までに行うものとする。

(10)　施工上、仮設及び調査等が必要となる場合は、監督職員と別途協議するものとする。

なお、これに伴う契約変更は、工期末日までに行うものとする。

(11)　施工に支障となる地下埋設物（管路等）の確認のために試掘、レーダー探査等が必要な場合は事前に監督職員と調査方法について協議するものとする。

なお、これに伴う契約変更は、工期末日までに行うものとする。

(12)　当局が管理する工事用ゲート施設の修理を指示する場合がある。

なお、これに伴う契約変更は、工期末日までに行うものとする。

(13)　本工事において、工事実施状況の記録資料（映像撮影、写真撮影、その他各種資料(概要説明資料等)）の作成について監督職員から指示があった場合は、これに対応するものとする。

なお、作成仕様については、事前に監督職員と協議するものとし、これに伴う費用は、工期末日までに契約変更を行うものとする。

また、記録資料に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）については、工事完了時に当局に無償で譲渡するものとする。

８－２　再生資源の利用等

(1) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

1)　受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号。以下、「建設リサイクル法」という。）第１１条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第１０条第１項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

2)　本工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

イ）分別解体等の方法

	工　程	作　業　内　容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （道路補修工）	その他の工事 ■有　　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

ロ）再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	住　　所
アスファルト殻	－	－

再生資源化に伴う費用については、東京国際空港近隣の施設を想定し計上している。

なお、処分施設の条件等により近隣での処分が困難となる場合は監督職員と協議するものとし、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

3)　受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了した時は、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成１４年５月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

(2) 建設副産物

建設副産物を搬入する場合又は建設副産物を搬出する場合は、工事着手時及び工事完了時に「建設リサイクルガイドライン(平成１４年５月)」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を監督職員に提出しなければならない。

(3) 建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。なお、これにより難い場合には、監督職員と協議しなければならない。

(4) 建設汚泥の再生利用

本工事において、建設汚泥の再生利用を行う場合は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成１８年６月）」及び「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について（平成１８年６月）」を遵守しなければならない。

(5) その他

契約締結後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と別途協議しなければならない。

８－３　再生資源利用促進計画

(1) 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(2) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(3) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「（２）再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(4) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、　速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

８－４　本工事において、汚染土壌の掘削除去等は想定していない。工事の施工に伴い、施工対象土砂等の汚染が判明した場合は「土壌汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号）等の諸法令を遵守するものとし、監督職員と協議の上、必要な措置を講じなければならない。

なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

８－５　施工にあたっては、既設構造物に損傷を与えないよう十分留意しなければならない。

８－６　工事コスト調査について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、「共通仕様書」に記載されたものの他、追加として下記の調査に協力しなけければならない。

(1)　受注者は、下請負者の協力を得て下記の調査票を作成し、工事完了後、速やかに発注者に提出しなければならない。なお、調査票等については別途監督職員から指示する。

(2)　受注者は、提出された調査票等について、その内容のヒアリングを求められた時は、受注者はこれに応じなければならない。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3)　提出された調査票は、関東地方整備局及び東京空港整備事務所のホームページにより公表する。

資料名	内　　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と受注者における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と受注者における当初と実績の比較表
比較表－３	受注者の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	受注者の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	受注者、下請負者の工事費内訳

８－７　低入札契約におけるモニターカメラの設置

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

８－８　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、監督職員の指示した工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については、監督職員に提出するものとする。

８－９　総価契約単価合意方式の実施について

(1)　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事であり、実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2)　発注者・受注者間で締結した単価及び出来高確認方法合意書は、公表することができるものとする。

８－10　現場技術員の配置について

(1)　本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う現場技術員を配置する。

(2)　本工事を担当する現場技術員の氏名は、後日通知する。

(3)　現場技術員が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

８－11　工事中の安全確保

工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」、港湾局技術企画課及び港湾工事安全推進官が定める「港湾空港関係直轄工事の事故防止に係る重点対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、「重点安全対策」及び「港湾空港関係直轄工事の事故防止に係る重点対策」については、職員より別途通知する。

８－12　契約内容の変更手続きについて

(1)　本工事における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。

(2)　設計変更等については、工事請負契約書第１８条から第２６条及び空港土木工事共通仕様書本編１－１－１４から１－１－１６などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「空港土木工事の契約変更事務ガイドライン」（国土交通省航空局）を参考とするものとする。

(3)　施工方法を想定し費用を算出している工種について、契約締結後に判明した現場状況等により、施工方法等が変更となる時は、監督職員と協議し、その費用を変更する場合がある。なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

８－13　快適トイレの試行

(1) 内容

受注者は、現場に以下の1）～11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。12)～17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

1）洋式便器

2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
3）臭い逆流防止機能
4）容易に開かない施錠機能
5）照明設備
6）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）
【付属品として備えるもの】
7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
8）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
9）サニタリーボックス（女性トイレに必ず設置）
10）鏡と手洗器
11）便座除菌クリーナー等の衛生用品
【推奨する仕様、付属品】
12）室内寸法900×900㎜以上（面積ではない）
13）擬音装置（機能を含む）
14）着替え台
15）臭気対策機能の多重化
16）室内温度の調整が可能な設備
17）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】1)～6)及び【付属品として備えるもの】7)～11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

(3) その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

８－14 「熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う」試行工事について

(1) 試行工事においては、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を、施工計画書に記載しなければならない。

(2) 気温については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温を用いることを標準とする。ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(3) 計測期間中の実績により、監督職員と協議のうえ契約変更を行うものとする。

８－15 工事品質確保調整会議について

(1) 工事品質確保調整会議の開催

本工事は、円滑な工事の実施及び品質の確保を図ること等を目的として、発注者及び受注者とその双方の責任者が参加し、施工における条件、工事工程の確認及び調整、施工計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議（以下、「調整会議」という。）を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の照査を完了した工事着手前を基本とするが、監督職員と協議し決定するものとする。

なお、「設計の確認」及び「下請への確認」のため調整会議を開催することができる。また、施工途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。

会議の開催は、監督職員より通知する「工事品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 設計変更について

本工事において、設計変更の可能性がある場合、受注者は、設計変更の妥当性等について協議を行う場である、調整会議の開催について監督職員に対して要請することができる。

(3) 設計の確認について

1) 本工事は、工事着手前及び施工段階において設計思想の伝達及び情報共有を図ることを目的として、発注者、設計者及び受注者が一堂に会を開催することができる。

2) 開催時期は、受注者が設計図書の照査を完了した後を基本とするが、監督職員と協議し決定するものとする。なお、施工途中において設計図書等の内容に疑義が生じた場合、複数回開催する場合もある。

(4) 下請への確認について

本工事は、発注者、受注者及び下請業者において当該工事契約内容等について相互確認するため、発注者及び受注者間の協議により開催することができる。

(5) 工程提示

本工事は、契約締結後に発注者が想定している工程表を受注者に提示する工事である。

８－16 働き易い職場環境を整備した工事

(1) 働き易い職場環境を整備した工事とは、８－13の快適トイレを導入した工事で、かつ快適トイレを導入した工事現場において以下のいずれかの職場環境を整備した工事である。

・休憩室と独立して設置された喫煙室、施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室

(2) 受注者は、実施状況を監督職員へ提出するものとする。

８－17 担い手育成活動を実施した工事

(1) 担い手育成活動を実施した工事とは、土木業界に関係の有無に関わらず子供から大学生等までの若手に対し、受注者自らの企画・立案により現場視察・実習、講習会等（注）を開催し、建設業への関心の喚起や建設技術の習得の機会を提供した工事である。

（注）受注者（下請を含む）の職員を対象としたものは対象外。

(2) 受注者は、担い手育成活動を行う場合、事前に現場視察・実習、講習会等の目的、参加者、開催状況、効果等を記載した計画書を監督職員に提出するものとする。また、開催後に開催状況の実績を記載した書面を監督職員に提出するものとする。

８－18 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行について

(1)　本工事は、港湾建設業等における労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、「労務費見積り尊重宣言」を行い、下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書の提出を求める取り組みを実施する企業に対して、工事成績評点において加点評価等を行う、「労務費見積り尊重宣言」促進を試行するモデル工事である。

(2)　受注者は、入札公告時に競争参加資格確認申請書等に本試行に取り組むために必要な資料を提出した場合においては、下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書等の提出を求めることとする。
なお、労務費(労務賃金)の内訳明示にあたっては「技能者種別」「工種別」「総額」のいずれの記載でもよいこととし、見積書の別紙として明示されているものでもよいこととする。

(3)　本試行においては、発注者は工事品質確保調整会議において元請企業と下請企業間の見積書に労務費(労務賃金)が適正な単価で内訳明示されているかを確認するとともに、労務費（労務賃金）の設計変更分も加味されているかなどを確認する。
なお、工事品質確保調整会議で下請企業に契約の実施状況をヒアリングするものとする。

(4)　本試行においては、工事完成検査時において下記①・②の両方を満足する場合に加点する。
①　「労務費見積り尊重宣言」 を公表した事実を確認できること。
②　上記（３）の工事品質確保調整会議 打合せ確認等記録簿と見積書に加えて注文書において労務費(労務賃金)が内訳明示され、適正な価格が明示されている。

(5)　本試行においては、評価条件を満たさない場合においても、工事成績評定の減点は行わない。

８－19 ＣＣＵＳ活用モデル工事

(1)　本工事は、ＣＣＵＳの普及促進を図るため、ＣＣＵＳに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評定を実施する試行工事である。

(2)　受注者は、ＣＣＵＳに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

(3)　本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第５項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が２週間以内の企業を除く。
・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が２週間以内の者を除く。
・ＣＣＵＳ登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するＣＣＵＳの利用者をいう。
・ＣＣＵＳ登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するＣＣＵＳの利用者をいう。
・登録事業者率：ＣＣＵＳ登録事業者の数／下請企業の数
・登録技能者率：ＣＣＵＳ登録技能者の数／技能者の数
・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
・平均登録事業者率：（４）に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
・平均登録技能者率：（４）に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
・平均就業履歴蓄積率：（４）に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値

(4)　受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降３ヶ月に１回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。なお、工期が半年に満たない工事は、工事の始期から３ヶ月後を初回とし、以降３ヶ月に１回の頻度で設定するものとする。また計測は最低2回以上、計測する。

(5)　受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90％以上、平均登録技能者率80％以上及び平均就業履歴蓄積率50％以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、考査項目「５．創意工夫」の「その他」において１点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90％以上を達成した場合は、発注者は、考査項目「５．創意工夫」の「その他」において更に１点加点を行う。

(6)　本モデル工事に関する費用は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」の「４．ＣＣＵＳモデル工事の積算について」に基づき費用の計上を行うものとし、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

８－20　「休日確保評価型」試行工事について

試行工事において、週休２日、４週８休のいずれかを確保した場合には、工事成績評定の加点を行う。また、当初より４週８休以上の達成を前提とし、労務単価および現場管理費率に補正係数を乗じた費用を計上しているが、休日確保の達成状況により、４週８休に満たなかった場合には、契約変更を行うものとする。

なお、現場閉所と認める軽易な作業は以下のケースを想定しているが、これによりがたい場合は、工事品質確保調整会議において決定するものとする。

・交通誘導員（安全監視船）のみ稼働している場合。
・出勤後、天候により作業できない場合。
・コンクリート養生のみを行う場合。
・コンクリート強度確認のみを行う場合。
・地域行事、現場見学会等の開催により少数の出勤者が生じた場合。

工事成績評定の加点にあたっては「休日確保評価型」試行工事の評価について（URL「https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001474670.pdf」）によるものとする。但し、夏期休暇の取得時期は協議により変更できる（例７月～９月の内３日間）

８－21　特例監理技術者の配置

(1)　本工事において、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の１）～８）の要件を全て満たさなければならない。

1)　建設業法第２６条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

2)　監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者の求める技術検定種目と同じであること。

3)　監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

4)　同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。

5)　特例監理技術者が兼務できる工事は東京都大田区内の工事でなければならない。

6)　特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
7)　特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
8)　特例監理技術者が担う業務等のうち、監理技術者補佐が担う業務等について、明確にすること。

(2)　本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項１）～８）の事項について確認できる書類を提出すること。

(3)　本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

８－22 出来高部分払方式の実施について

本工事は、出来高に応じた部分払いを選択できる出来高部分払方式の対象工事であり、受注者が「出来高部分払方式」を選択した場合、本工事の出来高部分払は、「出来高部分払方式実施要領」に基づき出来高部分払いを行うものとする。

８－23 建設現場における遠隔臨場の実施について

(1) 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「施工状況検査等に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者における「現場臨場の削減による効率的な時間のの活用」等を目指し、動画撮影用カメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。
なお、遠隔臨場は、『空港土木工事の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

(2) 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、適用する工種・確認項目を作成の上、発注者と協議を行い、決定するものとする。

(3) 実施内容

1) 施工状況検査・材料検査、立会での確認

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」を行うものである。

2) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

3) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

4) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

5) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上する。なお、遠隔臨場にかかる費用は当初計上していないため、監督職員との協議により設計変更の対象とする。

6) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和4年5月26日（国不建第79号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

８－24 建設機械の運搬及び日々回送について

本工事において建設機械の所在状況(建設機械が工事場所と異なる都道府県に所在している状況等)や建設現場及び建設機械置場の状況により、共通仮設費の積み上げ計上が必要となる場合については事前に監督職員と協議するものとする。

なお、協議にあたっては以下の資料を提出すること。

(1)運搬

1) 遠隔地から建設機械(質量20t未満)を運搬する理由
2) 運搬基点を選定した理由
3) 遠隔地から運搬する建設機械の数量、名称、規格を証明する資料
4) 運搬基点・経路図
5) 見積書
6) その他、監督職員が必要とする事項

(2)日々回送

1) 建設機械等の日々回送等をする理由
2) 日々回送等をする建設機械等の数量、名称、規格を証明する資料
3) 日々回送等の基点・工事場所までの経路図
4) 見積書
5) その他、監督職員が必要とする事項

積算方法等については、『【１】空港土木工事における遠隔地からの運搬費用の積算方法等（令和５年度）／【２】空港土木工事における日々回送等費用の積算方法等（令和５年度）』によるものとする。

(URL: https://www.mlit.go.jp/koku/content/unnpannwariair5.3.16.pdf)

８－25　本特記仕様書に疑義が生じた場合は、全て監督職員と協議して決定しなければならない。

以　上